

「令和 6 年度台湾現地 PR イベント出展業務」

業務仕様書

令和 6 年 8 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度台湾現地 PR イベント出展業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 趣旨

本県の重点回復市場である台湾について、日本への旅行者の多くは航空券や宿泊等を全て自己手配する FIT 層であり、本県への更なる誘客拡大のためには、FIT 層をターゲットとしたプロモーションを展開していく必要がある。

また、2023 年 1 月 12 日にニューヨーク・タイムズ紙電子版で発表された「2023 年に行くべき 52 か所」に「盛岡」が選定されたことで、街歩きや喫茶店など FIT 層向けコンテンツへの注目度が高まっている。この好機を最大限に生かすため、台湾で開催される日本東北遊楽日 2024 Tohoku travels will continue に出展して台湾の訪日リピーターである FIT 層向けに観光 PR を行い、台湾からの誘客及び県内周遊を促進し、観光消費額の増加を図る。

(2) 台湾現地 PR イベント概要

日本東北遊楽日 2024 Tohoku travels will continue

- ・日程：商談会 2024 年 12 月 6 日（金）
BtoC イベント 2024 年 12 月 7 日（土）～12 月 8 日（日）
- ・会場：台湾 台北市 華山 1914 文化創意産業園区
※商談会は台北晶宴民権館の予定
- ・主催：（一社）東北観光推進機構

(3) 業務件名及び数量

「令和6年度台湾現地 PR イベント出展業務」一式

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

(5) 委託料の上限額

3,237 千円（税込）

2 業務内容（仕様）

(1) 提案内容

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ① 事業スケジュールに関すること
- ② 実施体制に関すること
- ③ 出展内容に関すること

(2) 業務内容（仕様）

日本東北遊楽日 2024 Tohoku travels will continue

ア 岩手県ブースの出展・運営

- ・ 2 小間出展とし、出展料（計 300 千円）を費用積算内訳書に計上すること。また、出展概要等については、別添募集概要を参考とすること。なお、当該イベント事務局が定める期日

までに出展料を支払うこと。

- ・ 岩手県ブースの運営管理のため、管理者を1名以上配置し、当イベントに参加する県職員との連絡調整を円滑に行える体制とすること。
- ・ 管理者は、出展の前日（12月6日）も会場準備等の対応を行うこと。
- ・ 訪日リピーターである FIT 層に対して効果的に情報発信できる出展内容及びブース装飾とし、その内容を提案すること。なお、ブースには、壁面装飾やパネル設置により岩手県全体のマップを掲示すること。

イ 通訳

- ・ 12月6日(金)は、商談会のため通訳（ビジネスレベル）を1名配置すること。
- ・ 12月7日(土)～8日(日)は、通訳（日常会話レベル）を各日3名以上配置すること。

ウ ステージ、賑やかし

- ・ 岩手まるごとおもてなし隊1名、着ぐるみ演者1名及びさんさ踊り演者2名以上（太鼓）を派遣すること。なお、演者は10回記念アニバーサリーステージ等への出演を想定していること。手配できない場合は、代案を提示すること。
- ・ 演者の渡航に係る航空券や宿泊の手配等のアレンジ全般を行うこと。
- ・ 演者のアテンド要員を1名以上配置すること。

エ アンケート、ノベルティ等

- ・ イベント期間中、一般参加者を対象に、今後の誘客に資するアンケート調査を実施し、その結果を分析し報告すること。アンケート項目は、県と協議の上設定する。
- ・ アンケート回答者には委託者が準備したノベルティを配布（1000個を想定）すること。

オ 伝統工芸ワークショップ

- ・ 来場者向けワークショップの運営を補助するとともに、体験用キットを50個以上手配すること。なお、体験内容は子ども向けとし、体験時間は30分を想定していること。

カ 協賛企画への参加

- ・ 10thアニバーサリースタンプラリーの景品として、委託者が準備するノベルティ100個を提供すること。
- ・ 10thアニバーサリー大抽選会の景品を提案し、手配すること。
- ・ 東北 BAR にて提供する酒類（1銘柄2本、4セットを想定）を手配すること。

カ その他

- ・ 県庁からイベント会場までの、パンフレット類を輸送すること。
※ 20kg×5ヶ口想定
- ・ 商談会等における台湾航空会社及び旅行会社への土産として、県産品の菓子等（1個当たり2,000円を想定）を15個手配すること。
- ・ 事業の実施結果及び効果の取りまとめを行い、報告書を提出すること。
- ・ 委託内容の詳細については、県と随時協議すること。

(3) その他共通事項

ア Facebook フォローアップキャンペーン

イベント出展に合わせて、岩手県の繁体字版 Facebook「岩手好好玩」のフォローアップキャンペーンを行うこととし、その内容を提案すること。フォロワー2,000名増を目標とすること。なお、新規フォロワーには委託者が準備したノベルティを配布すること。

イ その他

- ・ 現地での情報検索のため Wi-Fi 2台を手配することとし、費用積算内訳書に計上すること。使用期間は、5泊6日以内とすること。
- ・ イベントで配布する FIT 層向け繁体字リーフレットを制作すること（1,000部想定）。デザ

イン・印刷等の経費は委託料に含めることとし、内容は県内の冬から春にかけての観光地を中心とすること。

- ・ 委託内容の詳細については、県と随時協議すること。

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

イ 費用積算内訳書 8部（正本1部、副本7部）

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職指名を記載の上、提出すること。

(2) 留意事項

ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。

イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

エ 企画提案書はA4縦の用紙とすること。

(3) 主な審査観点について

ア 出展内容やブース装飾は、FIT層の誘客に繋がる効果的な内容となっているか。

イ 日本東北遊楽日 2024 Tohoku travels will continue のワークショップにおける体験内容は、岩手県のPRに効果的なものか。

ウ Facebook フォローアップキャンペーンやリーフレットは、効果的な内容となっているか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

ウ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置

を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。